

特許情報取得 API 利用の手引き

第 1 . 4 版

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室

改訂履歴

第 1. 4 版 2025/2/15	本版で変更された以下の点について、記載を修正。 ● 特許情報取得 API サポートセンター設立に伴い、関連記載を修正 ● 6. FAQ を削除（API 提供サイトの FAQ と統合）
第 1. 3 版 2023/4/20	本版で追加された以下の API について、記載を追記。 ● 意匠・商標に関する情報を取得する API ● ワン・ポーダル・ドシエに関する情報を取得する API ● 特許 J-PlatPat 固定アドレス取得 API ● 特許 PCT 出願の日本国内移行後の出願番号取得 API
第 1. 2 版 2022/9/14	本版で追加された以下の点について、記載を追記。 ● 特許情報の提供を行う法人に対するアクセス上限の緩和について

目次

1. はじめに
2. API で提供される情報
 - (1) API の種類
 - (2) 情報の蓄積範囲
 - (3) 情報更新
3. 利用条件
 - (1) 利用可能時間
 - (2) 利用登録
 - (3) 利用者の準備
 - (4) 利用者情報の変更
4. プライバシーポリシー
5. 問合せ

1. はじめに

特許情報取得 API は、J-PlatPat 及び特許情報標準データを通じて提供されている日本国特許庁の特許情報並びにワン・ポータル・ドシエ（以下、「OPD」という。）を通じて提供されている五大特許庁（日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁）の審査経過情報の一部を、機械的に取得することを可能にするものです。利用者は、当該 API を活用することにより、特許出願、意匠出願及び商標出願を通じて提供されている日本国特許庁の経過情報並びに OPD を通じて提供されている五大特許庁の経過情報を機械的に取得したり、特許庁への手続書類作成時の情報参照・入力を容易化したりすることができます。

特許情報取得 API の活用により、特許情報の利活用に関する作業負担が軽減され、また、特許情報の利活用の幅が拡大することが期待されます。

2. API で提供される情報

（1）API の種類

特許情報取得 API で提供される情報は、特許、意匠、商標及び OPD に関する情報が対象となっており、実用新案の情報は、当該 API による情報提供の範囲外です。

API は、経過情報を JSON 形式で取得するためのもの、手続書類を XML 形式（特許）や HTM 形式（意匠・商標）で取得するためのものなど、特許は 14 種類、意匠及び商標は各 11 種類、OPD は 6 種類あります（以下、特許、意匠及び商標に関する API を「国内特許情報取得 API」、OPD に関する API を「OPD-API」といいます。）。また、API 提供に係るサービスを安定稼働させるため、各 API にはアクセス制限が設定されています。各 API の概要と一日当たりの上限アクセス回数は、表 1～表 4 に示されるとおりです。API の詳細は、特許情報取得 API 仕様書や XML タグ構造仕様書で確認してください。

表 1 特許出願に関する情報を取得する API の種類と日次の上限アクセス回数（回／日）

	名称	概要	アクセス上限
1	特許経過情報	出願番号に基づき経過情報の一覧を取得	400
2	シンプル版特許経過情報	1 の簡易版（優先権情報、分割情報を含まない）	400
3	特許分割出願情報	出願番号に基づき分割出願情報を取得	30
4	特許優先基礎出願情報	出願番号に基づき優先基礎出願情報を取得	30
5	特許申請人氏名・名称	申請人コードに基づき申請人氏名・名称を取得	200
6	特許申請人コード	申請人氏名・名称に基づき申請人コードを取得	200
7	特許番号参照	出願/公開/登録番号に基づき相互に番号を取得	50

8	特許申請書類	出願番号に基づき特許申請書類の実体ファイルを取得	100
9	特許発送書類	出願番号に基づき特許発送書類の実体ファイルを取得	100
10	特許拒絶理由通知書	出願番号に基づき拒絶理由通知書を取得	100
11	特許引用文献情報	出願番号に基づき拒絶理由の引用文献情報を取得	50
12	特許登録情報	出願番号に基づき登録情報を取得	200
13	特許 J-PlatPat 固定アドレス取得	出願番号に基づき J-PlatPat の固定アドレスを取得	200
14	特許 PCT 出願の日本国内移行後の出願番号取得 API	国際出願番号や国際公開番号から日本国内移行後の出願番号を取得	200

表 2 意匠出願に関する情報を取得する API の種類と日次の上限アクセス回数（回／日）

	名称	概要	アクセス上限
1	意匠経過情報	出願番号に基づき経過情報の一覧を取得	400
2	シンプル版意匠経過情報	1 の簡易版（優先権情報、原出願情報を含まない）	400
3	意匠優先基礎出願情報	出願番号に基づき優先基礎出願情報を取得	30
4	意匠申請人氏名・名称	申請人コードに基づき申請人氏名・名称を取得	200
5	意匠申請人コード	申請人氏名・名称に基づき申請人コードを取得	200
6	意匠番号参照	出願/登録/国際登録番号に基づき相互に番号を取得	50
7	意匠申請書類	出願番号に基づき意匠申請書類の実体ファイルを取得	100
8	意匠発送書類	出願番号に基づき意匠発送書類の実体ファイルを取得	100
9	意匠拒絶理由通知書	出願番号に基づき拒絶理由通知書を取得	100
10	意匠登録情報	出願番号に基づき登録情報を取得	200
11	意匠 J-PlatPat 固定アドレス取得	出願番号に基づき J-PlatPat の固定アドレスを取得	200

表 3 商標出願に関する情報を取得する API の種類と日次の上限アクセス回数（回／日）

	名称	概要	アクセス上限
1	商標経過情報	出願番号に基づき経過情報の一覧を取得	400
2	シンプル版商標経過情報	1 の簡易版（優先権情報、原出願情報を含まない）	400
3	商標優先基礎出願情報	出願番号に基づき優先基礎出願情報を取得	30
4	商標申請人氏名・名称	申請人コードに基づき申請人氏名・名称を取得	200

5	商標申請人コード	申請人氏名・名称に基づき申請人コードを取得	200
6	商標番号参照	出願/登録番号に基づき相互に番号を取得	50
7	商標申請書類	出願番号に基づき商標申請書類の実体ファイルを取得	100
8	商標発送書類	出願番号に基づき商標発送書類の実体ファイルを取得	100
9	商標拒絶理由通知書	出願番号に基づき拒絶理由通知書を取得	100
10	商標登録情報	出願番号に基づき登録情報を取得	200
11	商標 J-PlatPat 固定アドレス取得	出願番号に基づき J-PlatPat の固定アドレスを取得	200

表 4 OPD に関する情報を取得する API の種類と日次の上限アクセス回数（回／日）

	名称	概要	アクセス上限
1	OPD ファミリー情報	五庁の出願番号または公開・登録番号に基づくファミリー情報の一覧（※1）を取得	100
2	OPD ファミリー一覧情報	五庁の出願番号または公開・登録番号に基づくファミリー情報の一覧（※2）を取得	300
3	OPD 書類一覧	五庁の出願番号に基づく書類一覧を取得	300
4	OPD 分類・引用情報	五庁の出願番号に基づく分類・引用情報の一覧を取得	100
5	OPD 書類実体	五庁の出願番号に基づく書類実体ファイルを取得	100
6	OPD JP 書類実体	日本国特許庁の出願番号に基づく日本に出願された書類実体の ZIP ファイルを取得	100

（※1）出願日、出願番号、公開番号、登録番号

（※2）出願日、出願番号、公開番号、登録番号、公開日、登録日

なお、API の種類やファイル形式、アクセス上限は変更される場合があります。

（2）情報の蓄積範囲

特許情報取得 API は、日本国特許庁が提供する情報については、次の範囲の情報を提供します。

- ・ 国際標準（XML 形式）による電子出願の受付を開始した 2003 年 7 月以降に出願された特許出願に関する情報

- ・ 電子出願の対象を拡大した 2000 年 1 月以降に出願された意匠出願及び商標出願に関する情報（書類実体については、J-PlatPat での照会可能範囲に準じ、2019 年 1 月以降に受付又は作成されたもの）

※一部の API では、上記範囲より前の出願に関する情報を取得することができますが、不完全な情報である場合があります。

また、日本国特許庁以外の五大特許庁から提供されている情報の種類については、各庁の運用により定められています。

（３）情報更新

当該 API が参照する情報は、日本国特許庁が提供する情報については、日次で更新されています。原則として、特許庁で手続きが行われた日の翌日、例えば、拒絶理由通知書であれば同通知書の発送日の翌日に、API で取得可能になります。

また、日本国特許庁以外の五大特許庁から提供されている情報の更新時期については、各庁の運用により定められています。

３．利用条件

（１）利用可能時間

特許情報取得 API は、原則として、24 時間 365 日利用可能です。

ただし、サーバメンテナンス等により、一時的に当該 API が利用できなくなる場合があります。特許庁は、特許情報取得 API の運用を止める場合、利用者に API 情報提供サイト、メールで通知します。

（２）利用登録

特許情報取得 API の利用を希望する者は、利用規約に同意した上で、利用登録をしなければなりません。利用登録は、API の種類や法人と個人とで分けて、別紙 1 ～ 4 の利用申込書により実施します。利用登録が完了した者には、ID とパスワードが付与されます。利用規約 3 条 1 項に規定されるとおり、ID 等は、法人の利用者であっても同時に複数保有することができず、また、利用者が第三者に譲渡することも禁止されています。なお、利用者数が所定数を超過した場合には、新規の利用者登録を終了する場合があります。特に、

OPD-API の募集状況につきましては、特許庁 HP (<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>) でご案内いたします。

法人（企業、弁理士事務所等）は、当該 API の主たる利用者として想定されており、各 API のアクセス上限も法人としての利用を想定して設定されています。一方、法人の規模により、設定されたアクセス上限では不十分であることも考えられます。そこで、アクセス上限を超えて利用を希望する法人であって、合理的な事情を有する利用希望者は、アクセス上限の 2 倍を限度に、アクセス上限の調整を申し出てください。

ただし、アクセス総量の増加により当該 API の運用に支障が生じた場合には、アクセス上限を再調整する可能性があります。

また、特許情報の提供を行う法人（以下、「情報提供事業者」という。）は、以下の条件 A)-C)の全てを満たす場合、実体ファイルを取得する API（表 1 の 8-10、並びに表 2 及び表 3 の 7-9）のアクセス上限を 5 倍とすることができます。情報提供事業者は、利用登録時にアクセス上限を特許庁担当者（以下、特許情報取得 API サポートセンター担当者と合わせて「特許情報取得 API 担当者」といいます。）と相談してください。

- A) 特許情報の一括ダウンロードサービスを活用して独自のデータベースを作成し、当該データベースを用いた情報提供サービスを行うこと
- B) 上記情報提供サービスに特許情報取得 API 機能を追加し、キャッシュ等の機能により、特許情報取得 API への時間当たりのアクセス数を低減する（アクセス集中を緩和する）こと
- C) 利用規約第 4 条第 1 項（利用状況の情報提供）を遵守できること

OPD-API（表 4）については、アクセス上限の変更を受け付けていません。

法人は、付与された ID とパスワードを利用して、法人に所属する複数の者に当該 API を利用させることができます（同一の ID、パスワードにより、複数者が同時にアクセスすることは可能です）。

他方、個人は、本人の個人事業や研究のために当該 API を利用することが想定されています。特に、法人に所属する個人は、所属する法人や他の法人のために利用登録を行い、法人のために当該 API を利用してはいけません。このような行為が発覚した場合には、当該個人のみならず、その所属法人に対しても、利用制限が課される場合があります。

＜利用登録の手順＞

ア. 利用申込書の作成

国内特許情報取得 API（表 1 ～表 3）の利用希望者は、別紙 1 又は別紙 2 の利用申込書の記載欄に、また OPD-API（表 4）の利用希望者は、別紙 3 又は別紙 4 の利用申込書の記載欄に所定の事項を記入してください。特に注意が必要な事項は、次に列記するとおりです。

➤ 利用規約への同意

利用規約に同意した者のみが API を利用可能です。利用希望者は、利用規約の全文を読んだ上で、同意できる場合にはチェックボックスにチェックを入れてください。

➤ 連絡先

利用希望者は、メールアドレスと電話番号を記入してください。特許庁からの連絡は、主に電子メールにより行われます。連絡先が変更される場合、利用者は、速やかに特許庁に申し出る必要があります。

利用開始後、利用者と連絡が取れなくなった場合には、利用規約 8 条により、利用が解除される場合があります。

➤ 利用目的

特許情報取得 API の利用目的は、利用規約 6 条に記載のとおりです。利用希望者は、可能な範囲で具体的に利用目的（事業内容等）を記載してください。利用者は、申込書に記載された利用目的の範囲を超えて API を利用することになった場合であっても、利用規約に従う限り、利用目的を変更申請する必要はありません。

➤ ID

特許庁は、利用希望者に対して、ID とパスワードを付与します。ただし、ID は、利用希望者の指定に応じることができます。ID は、次の条件を満足する必要があります。

(a)①数字、②半角アルファベット（小文字のみ）、③記号（「-（ハイフン）」「_（アンダーバー）」「.（ドット）」のうち、2 種以上の文字種を利用すること

(b)8 桁～15 桁とすること

(c)個人情報を含まないものとすること

「0（ゼロ）」と「O（オー）」など、混同しやすい文字は、ルビを付すことなどにより明確化してください。

指定された ID が条件を満足しない場合、特許情報取得 API 担当者は、利用希望者と相談の上で ID を決定します。

➤ 担当者（法人の場合）

法人の担当者は、特許情報取得 API 担当者と連絡が可能な者としてください。確実に連絡できる体制とするために、担当者を 3 名まで登録することも可能です。担当者ごとに、メールアドレスと電話番号は 1 つとします。

なお、担当者のメールアドレスは、担当者個人のメールアドレスを登録するものとし、組織メールやメーリングリストは登録しないでください。

➤ アクセス上限の変更希望（法人の場合）

アクセス上限の変更を求める者は、アクセス上限の変更を求める API と、当該 API の上限変更を求める合理的な事情を記入してください。例えば、年間 300 件以上の出願又は手続代理を実施していることは、合理的な事情として認められます。また、API は、本手引き 2.（1）の表 1～表 3 に記載された番号及び API 名称で指定してください（特許経過情報であれば「1」）。上限を変更することのできる API は、原則として、3 種類までとします。

また、情報提供事業者向けのアクセス上限変更を希望する場合は、特許情報の一括ダウンロードサービスの ID 及び同サービスを用いて実施している情報提供サービスを記載してください。

イ. 利用申込書の送付

利用希望者は、利用申込書を①電子メール又は②郵送にて、特許庁の担当部署へ送付してください。

＜宛先＞

表 1～表 3（国内特許情報取得 API）の API について

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班

①メールアドレス：PA0630@jpo.go.jp

②住所：〒100－8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

表 4（OPD-API）の API について

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 情報技術国際班

①メールアドレス：PA0I00@jpo.go.jp

②住所：〒100－8915 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

利用申込書は、事後的に利用登録内容の変更等が必要になる場合に、本人確認のために利用する場合があります。利用希望者は、利用申込書のコピーを保管してください。

ウ. 利用者の確認

特許情報取得 API 担当者は、不正な利用登録を防止するため、法人の場合は利用申込書に記載した担当者、個人利用の場合は当該個人への連絡により、本人確認を行います。特許情報取得 API 担当者からの問合せに対して適切な回答ができない利用希望者は、利用登録できません。

エ. 特許庁における登録

特許情報取得 API 担当者は、利用申込書の記載事項に基づき、利用者への ID とパスワードの発行を行います。発行作業には、1 週間程度を要します。

利用登録が完了したら、特許情報取得 API 担当者は、ID 及びパスワードと、特許情報取得 API の利用可能日を利用者宛てに電子メール等で通知します。

(3) 利用者の準備

ア. システム

特許情報取得 API は、利用者の事業所内システム等と連携して利用されることを想定して作成されています。当該 API を有効に活用するためには、利用者は、API の仕組み、ID・パスワードによる認証の仕組み、取得できるデータの特徴、データの活用方法を把握する必要があります。

API の仕様に関しては、特許情報取得 API 仕様書、XML タグ構造仕様書で説明されていますので、利用者は、これらを参照してください。特許情報取得 API 担当者は、上述の仕様に関する問合せ、アクセス不調に関する問い合わせには対応しますが、利用者によるプログラミング等に関する問合せには対応できません。これらの仕様書も含め、特許情報取得 API の利用方法に関する有用な情報は、API 情報提供サイト（URL: <https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>）に集約されています。

イ. 利用方針

API を利用するためには、ID・パスワードによる認証手続が必要です。利用者は、ID・パスワードを慎重に管理してください。利用者の不注意により ID・パスワードが第三者に漏えい

し、第三者によるアクセスで利用者が不利益を被った場合であっても、特許庁は、一切の責任を負うことができません。

各種の API には、上述のとおり、1 日当たりのアクセス上限が設定されています。アクセスは、API に対してリクエストを行い、回答を得た時点でカウントされます。また、アクセス数のカウントは、ID 単位で、各日の 0 時から開始されます。利用者がアクセス上限までアクセスしていない場合であっても、アクセス数は日付の変更と共にリセットされます。アクセス上限を超えてリクエストを受けた場合、回答はエラーとなります。

利用者が法人である場合、同一 ID を複数者で利用する場合が想定されます。API にアクセスする者は、それぞれ ID・パスワードを利用して、同時に API を利用することができます。ただし、アクセス数は ID 単位で API ごとにカウントされ、API ごとのアクセス数が上限に達した場合、当該 API は、翌日まで利用できなくなります。利用者は、組織的な API の利用を検討してください。

また、API へのアクセスが短時間に集中して一定量を超えた場合、リクエストに対してエラーが返却されます。このため、表 1 ～表 3（国内特許情報取得 API）の API にアクセスする利用者は、機械的に（プログラム処理により）1 分間のアクセスを 10 回以下に調整してください。また、表 4（OPD-API）の API にアクセスする利用者は、1 分間のアクセスを 5 回以下に調整してください。夜間・休日の利用など、API へのアクセスの分散化に協力可能な利用者は、特許情報取得 API 担当者にその旨を申し出てください。

利用者による API へのアクセスに不審な挙動が認められた場合、特許情報取得 API 担当者は、利用者に対して利用状況を問い合わせます。

利用者により、利用規約 8 条に規定される禁止事項が実施されていた場合には、利用の解除等の措置が講じられます。

ウ. 認証について

利用者は、特許情報取得 API にアクセスするために、ID・パスワードによる認証を受け、アクセストークンを取得する必要があります。詳細な手順は、別紙 5に記載のとおりです。

（４）利用者情報の変更

特許情報取得 API の利用開始後に、利用登録時の内容を変更する必要がある利用者は、特許情報取得 API 担当者に変更を相談してください。特に、利用者の連絡先

（メールアドレス、電話番号）が変更された場合、利用者は、速やかに特許情報取得 API 担当者に連絡してください。また、合併等により法人情報が変更された場合、利用者は、速やかに特許情報取得 API 担当者に連絡してください。

利用者情報の変更に関する相談を受けた場合、特許情報取得 API 担当者は、相談者が利用者本人であることを、氏名、電話番号、メールアドレスにより確認します。特許情報取得 API 担当者は、必要に応じて、本人確認のための書類（利用申込書のコピー等）を求める場合があります。

各種の利用者情報に関する注意点は、次のとおりです。

➤ ID・パスワード

ID 及びパスワードは、利用者に対して同時に複数付与することができません。したがって、利用者から ID 又はパスワードの変更が求められた場合、新たな ID・パスワードの発行に合わせて、従前の ID・パスワードは抹消されます。また、特許庁は、当該従前の ID・パスワードに関する問合せを受けた場合、回答することができません。

ID 又はパスワードを変更する場合、また、ID 又はパスワードを失念した場合であって、それらを変更することなく継続利用したい場合、利用者は、特許情報取得 API 担当者と相談してください。特許情報取得 API 担当者は、本人確認を行った上で、利用者に ID・パスワードを再通知することもできます。

➤ 利用者・担当者

個人情報保護の観点から、利用者（個人）や担当者に関する情報は、変更後の情報のみが登録されます。特許庁は、旧利用者・担当者に関する問合せには、回答することができません。

➤ アクセス上限の変更

利用登録時にアクセス上限の変更を希望しなかった利用者は、事情に応じて、事後的にアクセス上限の変更を求めることができます。利用者は、API の種類を特定した上で、特許情報取得 API 担当者に相談してください。

4. プライバシーポリシー

本 API システムは、利用者の IP アドレス、利用者が利用した API の情報を自動的に取得します。また、本機能の利用登録申請に当たり、利用者（法人又は個人）は、利用者に係る個人情報を特許庁に提出する必要があります。

特許庁は、利用者から得た情報を、本機能の円滑な提供や、本機能の改善、今後の特許情報施策の企画・立案等の参考として利用します。また、特許庁は、法令に基づく開示請求があった場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由がある場合を除き、収集した情報を上述の利用目的以外の目的のために自ら利用することや第三者に提供することはありません。ただし、利用者の個人情報 that 特定されないように統計的に集計処理された情報は、公表されることがあります。

特許庁は、収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

5. 問合せ

利用者は、API の利用に関して不明点がある場合、内容に応じて以下の問合せ先に問い合わせてください。利用者が法人である場合には、利用登録された担当者から問い合わせてください。問合せの内容により、特許情報取得 API サポートセンター等からの回答は、数日後となる場合があります。

なお、アクセス不調に関する問い合わせの場合には、具体的な状況（特に、利用している API テストツール等のクライアント、リクエスト内容、レスポンス内容等）を記載してください。

（1）全般（後記（2）利用申込み等に係る問合せ以外）

特許情報取得 API サポートセンター

メールアドレス：contact@ip-data-support.jpo.go.jp

（2）利用申込み等

表 1～表 3（国内特許情報取得 API）の API について

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班

メールアドレス：PA0630@jpo.go.jp 電話：03-3581-1101 内線 2361

（※電話での対応可能時間は、開庁日の 9:00 から 17:30 まで）

表 4（OPD-API）の API について

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 情報技術国際班

メールアドレス：PA0I00@jpo.go.jp 電話：03-3581-1101 内線 2505

（※電話での対応可能時間は、開庁日の 9:00 から 17:30 まで）

国内特許情報取得 API 利用申込書（法人用）

利用の手引きの 3.（2）に記載の「ア. 利用申込書の作成」を参照してください。

申込日	令和 年 月 日	
利用規約への同意	☐ 同意する ※チェックしてください	
法人情報 (利用者情報)	住 所	
	名 称	
担当者 1	所 属 部 署	
	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
担当者 2 (任意)	所 属 部 署	
	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
担当者 3 (任意)	所 属 部 署	
	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
利用目的		
I D (任意)		
アクセス上限 変更希望	☐ 有 ☐ 無 ※いずれかにチェックしてください (上限変更を求める合理的な事情) ・ アクセス上限の変更を希望する API の番号 ・	
アクセス上限 変更希望	※情報提供事業者向けのアクセス上限変更を希望する場合、特許情報の一括ダウンロードサービスの ID 及び実施している情報提供サービスを記入してください 特許情報の一括ダウンロードサービスの ID : 情報提供サービスの紹介ページの URL 等 :	

国内特許情報取得 API 利用申込書（個人用）

利用の手引きの 3.（2）に記載の「ア. 利用申込書の作成」を参照してください。

申込日	令和 年 月 日	
利用規約への同意	☐ 同意する ※チェックしてください	
利用者情報	住 所	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
利用目的		
確認事項	利用者は、本 API を利用者自身のために利用し、法人のために利用しないことを確認してください。 ☐ 確認した ※チェックしてください	
I D（任意）		

OPD-API 利用申込書（法人用）

利用の手引きの 3.（2）に記載の「ア. 利用申込書の作成」を参照してください。

申込日	令和 年 月 日	
利用規約への同意	☐ 同意する ※チェックしてください	
法人情報 (利用者情報)	住 所	
	名 称	
担当者 1	所 属 部 署	
	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
担当者 2 (任意)	所 属 部 署	
	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
担当者 3 (任意)	所 属 部 署	
	役 職	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
利用目的		
I D (任意)		

OPD-API 利用申込書（個人用）

利用の手引きの 3.（2）に記載の「ア. 利用申込書の作成」を参照してください。

申込日	令和 年 月 日	
利用規約への同意	☐ 同意する ※チェックしてください	
利用者情報	住 所	
	氏 名	
	メールアドレス	
	電 話 番 号	
利用目的		
確認事項	利用者は、本 API を利用者自身のために利用し、法人のために利用しないことを確認してください。 ☐ 確認した ※チェックしてください	
I D（任意）		

認証の手順について

利用者は、次の手順に従って、ID・パスワードによる認証を受け、アクセストークンを取得し、API を利用してください。

（１）アクセストークンの取得

利用者は、利用登録後に特許庁から連絡があったトークン取得用 URL にアクセスし、認証を受けてください。この際、http メソッドは POST とし、http リクエストの Header 及び Body の Key と Value の設定は次表のとおりとします。

Key	Value	指定場所
Host	https://ip-data.jpo.go.jp	Header
Content-Type	application/x-www-form-urlencoded	Header
grant_type	password	Body
username	特許庁から発行を受けた ID	Body
password	特許庁から発行を受けたパスワード	Body

ID・パスワードは URL エンコードされた状態で送信する必要がありますので、ご注意ください。

<curl コマンドを使った取得例>

```
curl -X POST -H "Content-Type: application/x-www-form-urlencoded" --data-urlencode "grant_type=password" --data-urlencode "username=■■■" --data-urlencode "password=▲▲▲（未エンコード）" https://ip-data.jpo.go.jp/(トークン取得パス)
```

認証に成功すると、利用者には Json 形式のデータが返却され、当該データの内部にはアクセストークン ("access_token") とリフレッシュトークン ("refresh_token") が含まれています。

＜取得イメージ＞

```
1 POST /(/特許庁から連絡があったHost以降のトークン取得パス) HTTP/1.1
2 Host: https://ip-data.jpo.go.jp
3 Content-Type: application/x-www-form-urlencoded
4
5 grant_type=password&username=api_user1&password=api_user1
```

ID

パスワード

```
1 {  
2   "access_token": "eyJhbGciOiJIUzI1NiIsInR5cCI6IkpXLTJlbi1kbm9udC8yLWY0dDQw",  
3   "expires_in": 3600,                 アクセストークン  
4   "refresh_expires_in": 28800,  
5   "refresh_token": "eyJhbGciOiJIUzI1NiIsInR5cCI6IkpXLTJlbi1kbm9udC8yLWY0dDQw",  
6   "token_type": "bearer",             リフレッシュトークン
```

※"expires_in"は、アクセストークンの有効期間（秒）、"refresh_expires_in"は、リフレッシュトークンの有効期間（秒）を表します。

(2) API へのアクセス

各種の特許情報取得 API は、同一のアクセストークンで利用可能です。特許情報取得 API の http メソッドは GET とし、http リクエストの Header に、次表の Key と Value を設定してください。

Key	Value	指定場所
Host	https://ip-data.jpo.go.jp	Header
Authorization	Bearer+半角スペース+取得したアクセストークン	Header

＜取得イメージ＞

[illegible]

Authorization: Bearer アクセストークン (Bearerとアクセストークンの間は半角スペース)

(3) アクセストークンの再発行

アクセストークンは、情報セキュリティの確保のため、発行後 1 時間のみ有効です。トークン取得後 1 時間が経過した場合、取得後 8 時間が経過するまでは、トークン取得時に返却されたリフレッシュトークンにより、ID・パスワードを再送することなく、新たなアクセストークンを取得することができます。

上述のトークン取得用 URL にアクセスし、http リクエストの Header 及び Body に、次表の Key と Value を設定してください。

Key	Value	指定場所
Host	https://ip-data.jpo.go.jp	Header
Content-Type	application/x-www-form-urlencoded	Header
grant_type	refresh_token	Body
refresh_token	トークン取得時に返却されたリフレッシュトークン	Body

手順に成功すると、新しいアクセストークンと新しいリフレッシュトークンが返却されます。リフレッシュトークンの有効期限を超過した場合は、（１）の手順で再度 ID・パスワードを用いてトークンを取得する必要があります。

＜取得イメージ＞

```
1 POST /((特許庁から連絡があったHost以降のトークン取得パス) HTTP/1.1
2 Host: https://ip-data.jpo.go.jp
3 Content-Type: application/x-www-form-urlencoded
4
5 grant_type=refresh_token&refresh_token
  =eyJhbGciOiJIUzI1NiIsInR5cCI6IkpzZW50a3QiLCJ1aWQiOiA6ICI5NjliMjBmZ
  RhZDk1N2YifQ.eyJleHAiOiJlMzIyODE5MDIsImh0aCI6MTYzMjI4MDEwMiwia
  FmLTg2MmYtODhmZGE4OGQxMDQxIiwiaXNzIjoiaHR0cHM6Ly9kaWwloEhfjEw9j
```

リフレッシュトークン